

カンボディア王国
重要政策中枢支援「法制度整備」
平成12年度評価・計画打ち合わせ調査団報告書

平成13年4月

国際協力事業団
アジア第一部

目 次

1 . 評価・計画打ち合わせ調査団の派遣	1
1 - 1 調査団派遣の経緯と目的	1
1 - 2 調査団構成	1
1 - 3 調査日程	2
1 - 4 主要面談者	3
2 . 調査・協議結果概要	5
2 - 1 調査・協議概要	5
2 - 2 団長所感	6
3 . 調査・協議結果	10
3 - 1 これまでの input、活動の実績、成果（起草進捗状況）	10
3 - 2 活動のレビューと改善すべき点の確認	14
3 - 3 最終年度の起草作業にかかる計画と目標	14
3 - 3 - 1 民法	15
3 - 3 - 2 民事訴訟法	17
3 - 3 - 3 その他計画（国別特設研修、機材供与にかかる計画）	19
3 - 4 本年 10 月頃の調査団派遣	19
3 - 5 裁判所構成法案の検討状況	19
3 - 6 法案成立のプロセス	20
3 - 7 司法改革の進捗状況	21
3 - 8 2002.3 以降の日本側への要望・協力の可能性	23
3 - 9 プロジェクト終了時の成果品受け渡しセミナー	23
3 - 10 裁判の現状（シエムリアップ裁判所における調査結果）	24
4 . プロジェクトの評価分析結果および提言	27
附属資料	
ミニッツ	37

1 . 評価・計画打ち合わせ調査団の派遣

1 - 1 調査団派遣の経緯と目的

- (1) 本プロジェクトは、重要政策中枢支援の枠組みのもと、カンボディア司法省との間で1999年3月5日に署名されたR/Dに基づき実施されている民法、民訴法起草支援、法曹育成支援を目的とした3年間の協力であり、起草作業に関しては、協力開始以来これまでに現地において14回の民法ワークショップ、8回の民訴法ワークショップを開催するとともに、本邦において国別特設研修を実施し、双方の起草グループにより要綱試案、条文案についての検討を行い起草作業を進めてきている。
- (2) 本件調査団は、プロジェクトが協力開始後2年経過し、協力最終年度を迎えることから、これまでの活動を日本・カンボディア両方でモニタリング評価し、司法省実施体制の見直しも含めて3年目のプロジェクト実施計画を協議するとともにプロジェクトにかかる関係機関との調整・協議を実施することを目的に、以下の調査・協議項目を想定し派遣するものである。
- 1) これまでのinput、活動の実績、成果（起草進捗状況）の確認
 - 2) 活動のレビューと改善すべき点の確認
 - 3) 最終年度の起草作業にかかる計画と目標の確認
 - 4) 本年10月頃の調査団派遣についての確認
 - 5) 裁判所構成法案の検討状況の確認
 - 6) プロジェクト進捗状況・計画の関係機関への周知、法案成立のプロセスの確認
 - 7) 司法改革の進捗状況の確認
 - 8) 2002.3以降の日本側への要望・協力の可能性についての確認
 - 9) プロジェクト終了時の成果品受け渡しセミナーの開催についての意見交換
- (3) なお、2001年度プロジェクト計画等については、2001年2月中旬に司法省の2人の次官がJICA研修員として訪日した際に、JICA・日本側関係者と協議の機会を持ち、プロジェクト計画について協議を実施しているところ、今次調査団においては、右協議結果を踏まえつつ、大臣を含むカンボディア側関係者と協議を実施している。

1 - 2 調査団構成（敬称略）

- (1) 総括/民法：
森島 昭夫（（財）地球環境戦略研究機関理事長、国内支援委員会委員長）
- (2) 民事訴訟法：
千葉 和則（法務省法務総合研究所研修第三部教官、民事訴訟法部会委員）

(3) 法曹育成：

齋藤 雄彦（法務省法務総合研究所総務企画部副部長、国内支援委員）

(4) 評価分析：

矢吹 公敏（日本弁護士連合会弁護士、国内支援委員・法制度整備事務局顧問）

(5) 商事契約法（兼通訳）：

甲斐 峰雄（（財）日本国際協力センター）

(6) 通訳：

諏訪井 廉（（財）日本国際協力センター）

(7) 調査計画：

梅宮 直樹（国際協力事業団アジア第一部インドシナ課）

(8) オブザーバー：

金子 浩之（（財）国際民商事法センター事務局長）

(9) オブザーバー：

中濱 妙子（法務省法務総合研究所総務企画企画課）

1 - 3 調査日程

(1) 現地調査期間： 4月2日～4月6日

(2) 調査日程：

月日	時間	行程
4/1（日）		プノンペン到着
4/2（月）	8:20	司法大臣表敬・協議
	9:10	司法省との協議
	12:00	日本大使館との打ち合わせ（大使主催昼食会）
	14:30	司法省との協議
4/3（火）	8:00	司法省との協議
	12:00	JICA 事務所との打ち合わせ（事務所主催昼食会）
	14:30	司法省との協議
	15:15	商業省次官表敬・協議（森島団長のみ）
	19:00	司法関係者との意見交換会（調査団主催夕食会）
4/4（水）	9:00	閣僚評議会表敬・協議
	15:00	日本側（調査団/JICA 事務所/プロジェクト）打ち合わせ
	19:00	ミニッツ署名・セレモニー
4/5（木）	10:30	JICA 事務所への報告
	11:30	日本大使館への報告
		一部団員帰国
4/6（金）	終日	シエムリアップ裁判所における調査（齋藤、千葉、諏訪井団員）、4/7 帰国

1 - 4 主要面談者

(1) カンボディア側

(Ministry of Justice)

H.E. Uk Vithun, Minister of Justice
H.E. Suy Nou, Secretary of State
H.E. Ang Vong Vathana, Secretary of State
H.E. Pok Manny, Undersecretary of State
H.E. Y Dan, Undersecretary of State
H.E. Soth Sothonn, Undersecretary of State
Mr. Ith Rady, Deputy Director, Department of Personnel and Training
Mr. Soeung Phanhavuth, Official
Mr. Chuon Tech, Official
Mr. Chet Khemara, Official
Mr. Phour Samphy, Official
Mr. Hem Socheath, Official

(Courts)

H.E. Dith Munty, President of Supreme Court
H.E. Ly Vuoch Leng, President, Appellate Court
H.E. Ty Neng, Vice-President, Appellate Court
Mr. Sor Suphary, President, Phnom Penh Municipal Court
Mr. Hy Sophea, President, Kandal Provincial Court
Mr. Pol Neang, Judge, Appellate Court
Mr. You Bunleng, Judge, Appellate Court
Mr. Hing Thirith, Judge of Kampong Chnang Court

(Bar Association)

Mr. Ang Eng Thong, President

(Council of Ministers)

H.E. Sok An, Senior Minister, Ministre in charge of the Council of Ministers
H.E. Dr. Heng Vong Bunchhat, Vice President of the Council of Jurists
Mr. Iv Kheng, Director of the Cabinet of H.E. Sok An
Mr. Luk Nhep, Council of Jurists
Mr. Touch Sanghai, Council of Jurists

(Faculty of Law and Economics)

Mr. Youk Ngoy, Dean

(Ministry of Commerce)

HE Sok Siphana, Secretary of State

(2) 日本側

(在カンボディア日本大使館)

小川 郷太郎 大使

山本 栄二 参事官

川口 正樹 二等書記官

(JICA 事務所)

松田 教男 所長

斉藤 克義 所員

(プロジェクト派遣長期専門家)

坂野 一生 専門家

今和泉 学 専門家

2 . 調査・協議結果概要

2 - 1 調査・協議概要

(1) 司法省との協議

- 1) 平成12年度のプロジェクトの進捗、平成13年度の計画に関して、本年2月中旬に JICA 研修員として来日した司法省両次官と我が方関係者との協議の結果をまとめた案について合意をし、民法にかかる起草作業に関しては、当初協力期間終了時(2002年3月初旬)までに、優先される8分野のクメール語条文案を完成し、同時期までにその他の分野にかかる日本語条文案を完成させるとともに、民事訴訟法については、「判決手続き」に関し9月を目処に、「強制執行・保全(一部を除く)」に関し2002年3月末を目処にクメール語条文案を完成させることとした。
- 2) 平成13年度については条文案の仕上げの段階に入ることから用語の確定作業が重要になるところ、従来のワークショップに加えて、用語確定のための会議(必要に応じて日本側作業部会委員が短期専門家として参加)を定期的を実施することとし、また民法、民事訴訟法についてそれぞれ2週間程度の国別特設研修において、集中的に起草作業を実施することを確認した。
- 3) 昨年度の活動の評価および改善案に関し、当方の関心事であったカンボディア側の実施体制の改善については、我が方の強い要望に応える形で、改善案について合意を見た。具体的には昨年度十分に機能しなかった起草作業の中心的役割を担うべきスタディグループについて、これまでの起草作業に深く関わりを持つ経験豊富な裁判官および司法省職員を中心とした14名のメンバーを改めて1つのグループとして組織し、同グループがクメール語の用語を確定し条文案を完成する役割を担うことを確認した(具体的メンバーについてはミニッツ別添のとおり)。また、8月下旬、12月中旬から予定されている民訴法部会、民法部会にかかる国別特設研修への参加者については、日本側の要望に沿って同グループメンバーから選出されることが確認された。
- 4) また、当方から提案した本年10月頃の調査団の派遣について了解を得た。同調査団では、年度の中間地点で起草作業の進捗を確認し、当初協力期間終了後のフォローアップの内容等を確認するとともに、本件協力終了後の司法分野における協力の可能性を検討することになるところ、同時期までにこれまでおよび今次調査団において確認されたカンボディア側の要望を踏まえつつ、また、司法省以外の省庁等もカウンターパート機関に含めることも視野に入れつつ具体的な協力の可能性を検討していくこととなる。
- 5) さらに、プロジェクト終了時において成果品引き渡し等を目的とするセミナーの実

施にかかる当方の提案についてカンボディア側の同意を得るとともに、裁判所厚生法案の検討状況、司法改革の進捗状況、法案成立のプロセスについて確認を行った（詳細後述）。

（２）閣僚評議会との協議

- １）ソックアン上席大臣、ヘンボンブンチャット法律委員会副委員長等を始めとする関係者と面談し、当方から我が方プロジェクトの進捗状況ならびに今後の計画を説明するとともに、プロジェクトの直面する課題として、他の関連法案に関して他省庁、他のドナーとの調整に多くの時間を要すること、クメール語の法律用語の検討に時間を要すると考えていること等を説明した。
- ２）これに対して、先方から、基本法である民法および民事訴訟法は早急な完成が望まれることから、法典全体の完成を待たずに法案として完成した部分から順次閣僚評議会に提出し審議を開始することを検討する必要がある、また、現在の司法省を相手に時間をかけて起草する方法ではなく、閣僚評議会の少人数の専門家でワーキンググループを組織し、一気に起草を進める方法をとることが望ましいとの提案があった。さらに、同ワーキンググループに必要な費用を日本側で負担することについて依頼があった。
- ３）これに対して、我が方からは部分的な法案提出については積極的に検討することとする旨回答した。他方で、ワーキンググループの形成については検討のうえ回答することとした。

２ - ２ 団長所感

- （１）カンボディアにおける法整備支援技術協力プロジェクトは 2001 年度をもっていちおう最終年度を迎え、2002 年 3 月には民法典・民事訴訟法典の起草を終了しなければならない。日本側では民法典および民事訴訟法典のをそれぞれについて学者・実務者 10 数名からなる起草部会を設け、過去 2 年間国内における研究会、カンボディアにおけるワークショップを開催し、両法典の起草作業を進めてきた。民事訴訟法典については、2002 年 3 月までにクメール語訳を含めて判決手続きの起草の目処がついている。これに対して民法典はカンボディアの社会経済の実体を踏まえ 1,000 条を超える数の条文を起草するということから、日本語条文については 2002 年 3 月末までにほぼ起草を終えるものの、クメール語訳については、主要部分 8 分野（内容量からほぼ 3 分の 2）についての作業が終了する目途がたっているにすぎない。

- (2) このような状況から、2001 年度はクメール語条文を作成する作業の進捗いかんが、本プロジェクトの成否を分けることになる。まことに残念なことに、2000 年度はカンボディア側の人事異動などがあって、カンボディア側の作業グループ (Study Group) がほとんど動いていない。今回の協議で、我が方はカンボディア側の体制の改善と作業の推進について強く要請した。その結果、カンボディア側ではスイヌー次官をリーダーとする 14 名からなる Study Group を組織し、クメール語の用語確定作業を含め両法典のクメール語草案の作成を急ぐこととなった。
- (3) 最終年度に向けて体制作りはなされた。しかし、さまざまな問題が残っている。第 1 に、民法典の成否が、人民党とフンシンベック党の間の確執をめぐる政治的駆け引きの道具となっているのではないかと感じられる点である。フンシンベック党であるヴィトン大臣は両法典の 2002 年における国会提出に失敗すればその政治生命はないものと見られている。他方、フンセン首相を頂点とする人民党は司法改革 (両法典の成立を含む) の遅れを強く非難しており、両法典起草の功績をフンシンベック党のものとしたくないと考えているように思われる。
- (4) こうした政治的な背景が、司法省における Study Group の人選にも現れており、これまでのワークショップ等で能力を示した人材が我が方の要請によりグループの人選に入っているものの、基本的にはフンシンベック派がグループ内でのヘゲモニーをとれるような配慮が強いように思われる。また、Study Group の作業について大臣は条文の内容を含めてクメール語訳の完成を期待しているのに対して、グループのメンバーはグループが独断的に条文の内容を確定したという政治的非難を受けることを恐れてか、用語の適正化に作業を限定したがつているようにうかがわれる。この点については、今回の協議において Study Group の作業の重要性について認識を促し、本プロジェクトの成功は Study Group の活躍いかんにかかっていることを強調したが、果たしてヴィトン大臣以外の司法省職員がこの点を十分に自覚しているのかどうか。Study Group の活動について、今後坂野・今和泉両長期専門家が常時監督し助言を行うことを期待する。
- (5) 問題の第 2 は、この時期になって閣僚評議会が本プロジェクトの作業に介入し、これに対する JICA の財政支援を求めてきたことである。閣僚評議会のソク・アン上席大臣とヘンボンブンチャット閣僚評議会法律委員会副委員長は、司法省の人材が不足しており、両法典の適切なクメール語訳を行う能力がないこと、いずれ両法典案を閣僚評議会に審査しなければならないのであるから、早期に国会提出が期待されている両法典について閣僚評議会において能力のある人材がクメール語訳の確定作業を行う必要があること、については仕事量の過重に悩む法律委員会がこれを行うことは無理があるので特別の Working group を作って作業をしたい、法典案は部分的に提出すれば随時作業を進めるの

で、その費用を JICA が負担してほしい、という要請があった。我が方は、作業の内容、費用等について具体案を示されれば検討したいという回答をしたが、閣僚評議会のこの要請はいかなる意味を持っているのであろうか。単純には、ブンチャット氏等閣僚評議会メンバーの資金稼ぎが目的とも考えられる。国会に提出される前提として両法典案が閣僚会議の審査を経なければならないということを利用して、いわば法案の早期国会提出をタネに、JICA から資金を出させるという意図であるとすれば、本当に条文として適切なクメール語にする実質的な作業をするのかどうか、どれだけの費用がかかるのか、によって、我が方はこの要請を受けるかどうかを決定することになる。さらに、考えたくないことだが、政治的な確執がある司法省（ヴィトン司法大臣）からあがってくる法案については、閣僚評議会側に相当の金を支払わない限り、法案審査に名を借りて国会提出を遅らせるというシナリオも考えうる。

(6) 両法典が政治的な駆け引きの道具になっているらしいことは、ヴィトン司法大臣との個人的な話からもうかがわれた。司法大臣は、任期中に職を辞することも考えているが、自分がこの職に止まっている限り、カンボディアのために何としても両法典を成立させたいと述べられた。また、閣僚評議会において法典案の部分的な提出を示唆されたこととお話ししたところ（資金援助の話はしていない）、これまで法案の部分提出の例はない、前例のない部分提出をするには各省の了解も得なければならない、もし部分提出ができるならば、司法大臣としても努力する、しかし、法案を部分提出しても法律委員会には人材がおらず、ブンチャット氏も専門外だから、ただ寝かしておくに過ぎない、閣僚評議会は世界銀行などの外部のドナーに対して法案を審査しているというポーズを作るに過ぎない、と答えられた。温厚な大臣としては珍しく明らかな不快感を示された。

(7) まことに遺憾なことに、カンボディアの国民のために法体系の基礎となる民法典・民事訴訟法典を起草するという我が方の意図に関わらず、法典の起草が人民党・フンシンベック党の政治的確執およびヴィトン・ブンチャット両氏の個人的な確執に巻き込まれ、また、世界銀行の司法改革行動計画（MAP）作成に見られるように、国際ドナー機関が、カンボディア政府に対して一方的に民法典などの整備の促進を迫っているなど、さまざまな外部条件が動いている。そこで、我が方としては、10月のミッション派遣の際に、フンセン首相、ラナリット下院議長と面接し、両法典起草の状況を説明し（この頃までにかかなりのクメール語条文ができあがっており、残りの作業の具体的目途がついている）、また、我が国の法整備支援に対する考え方を明確にして、首脳理解を求めるときではないかと考える。もちろん、我が国としてはカンボディア内部の政治に関わることなく、カンボディア国民のために最大限の努力を尽くすというスタンスでなければならない。

(8) 当面、閣僚評議会との関係では、閣僚評議会が提案する Working group 構想について

折衝するとともに、その背後関係についても調査することとし、いずれにしてもクメール語条文が部分的にせよ提出されるのは 10 月以降となることを説明し、具体化は 10 月のミッションにおいて決定することとしてはどうか。また、世界銀行を初めとする各ドナーの動向には十分に注意し、折あるごとに我が国の考え方を積極的に明らかにしていく必要がある。

3 . 調査・協議結果

3 - 1 これまでの input、活動の実績、成果（起草進捗状況）

(1) カンボディア側・日本側双方は、2年目のプロジェクトの活動、投入の実績について以下の点を確認した。

- 1) プノンペンにおけるワークショップを民法について9回、民訴法について4回開催し、日本側から派遣された短期専門家（計45名）とカンボディア関係者が要綱試案、条文案の検討を行った。
- 2) 日本において、民法・民訴法にかかる起草向け国別特設研修を各々実施し、民法11名、民訴法6名のカンボディア側研修員と日本側関係者とで要綱試案、条文案の検討を行った。
- 3) 2000年10月2日・3日に、日本側から派遣された4名の短期専門家が弁護士会の協力のもと弁護士を対象としたセミナーを開催した。
- 4) 2001年2月14日～2月22日まで、司法省スイヌー次官、アンボンワッタナ次官を個別研修員として日本に招聘し、日本側関係機関、関係者との協議を実施した。
- 5) 法務省主催による民事法制度研究研修がカンボディアより6名の研修員を招聘し実施された。
- 6) 日本側から継続的に2名の長期専門家が派遣された。
- 7) 2名の長期研修員が名古屋大学に受け入れられた。
- 8) 用語確定にかかる会議が随時開催された。

(2) また、双方は、成果（起草進捗状況）に関して、2年目までの各分野の進捗状況について次ページのとおり進捗が確認された。

民法典起草にかかると進捗状況

網掛け部分 = 当該分野のほぼ全体にわたって、カンボジア側と要綱試案の協議を終えたもの。

編別は仮のもの。

構成		現条数	備考
人 編	自然人	26	
	法人	60	主要部分の検討終了。
	親族	16	一部分について検討。
	相続		
	戸籍		

構成		現条数	備考
物 権 編	総論	8	
	所有権	7	所有権の取得原因、共有等が未検討。
	占有権	18	
	用益物権	48	
	登記		

構成		現状数		
債 権 編	第1章 総則	27	条文化されている*。	
	第2章 契約および合意	27	条文化されている*。	
	第2の2章 代理	10	研修にて要綱試案を検討。	
	第2の3章 第三者のためにする契約			
	第3章 契約の履行	5	条文化されている*。	
	第4章 契約違反に対する救済	25	条文化されている*。	
	第5章 危険負担	7	条文化されている*。	
	第5の2章 債権の対外的効力			
	第6章 債務の消滅	43	条文化されている*。	
	第7章 債権譲渡・債務引受			
	第8章	事務管理・不当利得		
	法定債務	不法行為	15	
	売買		52	条文化されている*。
	その他の契約類型			

商事契約法案対処のための先行起草による。

構成		現状数	備考
債 物 的 担 保 編	総則	8	
	留置権	7	
	先取特権	34	
	質権	24	根質が未検討。
	抵当権	32	根抵当が未検討。
	譲渡担保		
人 的 担 保	保証	39	条文化されている*。
	保証以外のもの（連帯債務・不可分債務等）		

商事契約法案対処のための先行起草による。

知的財産法 民法典には数箇条の規定を設けるとともに、特別法の起草を支援する方針。

民事訴訟法典起草にかかる進捗状況

網掛け部分は、すでに終了

全体の構成			条数	WS
1 総 則	1-1	本法の目的、裁判所・当事者の責務	6	済
		1-2 裁 判 所	1-2-1 管轄	16
	1-2-2 裁判所の構成(単独事件、合議事件)		3	済
	1-2-3 担当裁判官の決定、裁判所職員の除斥及び忌避		5	済
	1-3 当 事 者	1-3-1 当事者能力及び訴訟能力	6	済
		1-3-2 共同訴訟		2001年に予定
		1-3-3 訴訟参加		2001年に予定
		1-3-4 訴訟代理人及び補佐人	7	済
	1-4 訴 訟 費 用	1-4-1 訴訟費用の意義及び種類	4	済
		1-4-2 訴訟費用の負担	3	済
		1-4-3 訴訟上の救助	2	済
	1-5	訴訟上の担保		2001年に予定

2 第一審の訴訟手続	2-1	訴え	1 4	済	
	2-2 口頭弁論及びその準備	2-2-1	通則	1 0	済
		2-2-2	準備書面	2	済
		2-2-3	弁論準備手続	1 0	済
		2-2-4	口頭弁論	1 0	済
	2-3 証 拠	2-3-1	総則	9	済
		2-3-2	証拠尋問	8	済
		2-3-3	当事者尋問	3	済
		2-3-4	鑑定	5	済
		2-3-5	書証	1 3	済
		2-3-6	検証	2	済
		2-3-7	証拠保全	1 0	済
	2-4	訴訟手続の中断及び中止		2001年に予定	
	2-5 判 決	2-5-1	判決総則	6	済
		2-5-2	判決の言渡し	5	済
		2-5-3	判決の効力	9	済
		2-5-4	欠席判決	1 3	済
		2-5-5	判決以外の裁判	4	済
	2-6	裁判によらない訴訟の完結	6	済	
2-7	少額事件の特則	1 7	済		
2-8	期日、期間、送達		2001年に予定		
2-9	訴訟記録の閲覧		2001年に予定		
3 上 訴	3-0	上訴通則	1	済	
	3-1	控訴	2 3	済	
	3-2	上告	1 8	2001年に予定	
	3-3	抗告	7	2001年に予定	
4	再審		2001年に予定		
	(5 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則)				
6	督促手続		2001年に予定		
7	強制執行及び担保権の実行手続		2001年に予定		
8	民事保全手続		2001年に予定		
9	附則(経過規定その他)				

3 - 2 活動のレビューと改善すべき点の確認

(1) 協議においてカンボディア側、日本側双方は、起草作業について、カンボディア社会に根付く法案の起草を行うという原則に基づき、十分な進捗があったことを確認した。しかしながら、以下の点が改善すべき点として確認された。

1) 以下の点が起草作業の遅れの原因となった。

ア 2年目開始時点において日本側は用語確定に必要な作業量について十分な認識を持っていなかった。

イ 関連法案へのコメント提出等、関連法案にかかる他の省庁、ドナーとの調整に多くの時間を要した。

ウ 日本側起草作業グループは、ワークショップの事前に十分な時間的余裕をもってカンボディア側に資料を提供することができなかった。

2) 2000年3月の調査団とカンボディア司法省との間で署名されたミニッツに基づき組織されたカンボディア側の Steering Committee、Study Group、Sub-group が適切に機能しなかった。

(2) 上述の認識に基づき、以下の点につき双方は合意した。

1) Steering Committee のメンバーを確認した(メンバーについてはミニッツ別添のとおり)。

2) 2000年3月の調査団とカンボディア司法省との間で署名されたミニッツに基づき組織されたカンボディア側の2つの Study Group については、これを1つに統合する。メンバーについてはミニッツ別添のとおり。同グループの役割は、先のグループの役割および両法典草案のクメール語版の最終確定を行うこととする。

3) JICA は用語確定にかかる必要な作業経費を同グループに対して支払うこととし、詳細は追って JICA および司法省の間で協議する。

4) 日本側は、ワークショップの2週間前までにカンボディア側に資料を提出する努力をする。

5) 日本側長期専門家チームと Study Group は各ワークショップの事前に打ち合わせ退き会を持つよう努力する。

3 - 3 最終年度の起草作業にかかる計画と目標

最終年度の起草作業にかかる計画と目標について、民法・民事訴訟法(以下、民訴法)の早期制定にかかるカンボディア国内関係者の要望は大きく、これに応えるためにも司法省と JICA は最大限の努力をし、法案の早期起草を目指し努力することを双方で確認した。また、民法、民事訴訟法の各々の起草作業計画に関して以下のとおり確認された。

3 - 3 - 1 民法

- (1) 民法起草にかかる計画・目標に関して、次ページの計画について以下の点を確認した上で合意がなされた。
- (2) 優先される8分野について2001年9月末までに日本語で全ての条文を起草するとともに、クメール語翻訳・用語確定を行い、2001年12月までにクメール語条文を完成することを目指す。
- (3) その他の分野の起草については10月以降取り組みを開始する。
- (4) 従って、R/Dで約束されたプロジェクトの協力期間である2002年3月初旬までには、優先される8分野の条文を完成することを目指す。その他の分野については、2002年3月初旬までに日本語の条文を完成させることで民法典全体の姿を提示することが重要であるところこれを目指す。
- (5) 5月・6月については、カンボディア側独自に必要な会議を開催し検討を進めるとともに、必要に応じて短期専門家を派遣し用語確定会議を実施することを検討する。
- (6) 民法起草作業については以下のとおり進めることを確認した。
 - 1) 日本側で作成した条文案を翻訳してカ側に提出する。
 - 2) 司法省で用語確定会議を行い、不明点・問題点を整理する。
 - 3) 定期的に日側部会委員が参加する用語確定会議を開催し、右不明点・問題点を検討し、用語を確定し、条文を完成する。

民法部会 2001 年度作業計画（案）

	プライオリティをおく分野		左以外の分野	
	日本側作業	カンボディア側作業	日本側作業	カンボディア側作業
2001 年 2 月 3 月	日本語による要綱試案の条文化完了	債権編中の契約関連規定、売買、保証、消滅時効（一部分を債務編中に規定）	部会参加用語確定会議、司法省・商業省・日本側の交渉 完成	知的財産法の支援は 10 月前にも展開
4 月		物権総論 物的担保・人的担保 保証除く		
5 月		自然人、法人		
6 月		不法行為、債権編残り		
7 月		賃貸借、消費貸借 消滅時効	現地用語確定会議	
8 月				
9 月				
10 月		残された分野の起草作業へ 右を参照	現地用語確定会議 部会参加用語確定会議	
11 月	現地用語確定会議			
12 月	部会参加用語確定会議 起草支援研修(第 2 読会)			
2002 年 1 月				
2 月	部会参加用語確定会議（最終確認のため）			
3 月				

賃貸借・消費貸借（ ）については、用語確定会議を確保できない可能性がある。

消滅時効は優先的に起草する分野とする（規定場所は未定）。

3 - 3 - 2 民事訴訟法

(1) 要約

- 1) 民事訴訟法の起草作業は、判決手続に関しては順調に進んでおり、平成13年7月開催予定のワークショップで一通りの条文案提示を終え、8月末から9月にかけての日本での研修、同年9月開催予定の現地ワークショップにおいて修正等を完了する予定である。また、保全処分と強制執行に関しても草案づくりを予定しているが、民法の規定と密接に関連することから、担保権の実行と不動産執行を除いた部分について、前記研修時にカンボディア国の現状の報告を受け、平成14年3月までに、同年1月、2月に予定されている現地ワークショップを経て起草を終わる予定であり、これらは両国で確認され、ミニッツに盛り込まれた。
- 2) 本年度は、カンボディア国側の作業メンバーも日本側の意向がかなり反映され、さらにミニッツ上確認され、具体的な作業内容についても協議の中で話し合われており、昨年度に比較して充実した活動が期待される。一方、日本側は、秋までは翻訳作業の中心は民事訴訟法の判決手続ということになるが、秋以降は民法の翻訳作業が入ってくるため、民事保全・強制執行の日本語版の条文作成作業もできるだけ早く着手し、順次、翻訳へ出して行く必要がある。さらに、両次官の来日の際に希望されていた民事訴訟法典として一括引渡についても、判決手続に関する部分が秋には実質的に完成すること、民事保全・強制執行に関する部分についてどうしても平成14年4月以降に積み残しが出ることから、判決部分について先に立法化作業をすすめることも、司法省と再度検討する必要があるように思われる。
- 3) また、ソク・アン官房長官から提案のあった、法案制定のために閣僚評議会に専任の作業グループ設置することについては、民事訴訟法部会においても十分議論・検討した上で結論を出す必要がある。

(2) ミニッツでの確認事項

- 1) 民訴法起草にかかる計画・目標について、次ページ計画について以下の点を確認した上で基本的な合意がなされた。
 - 2) 判決手続に関して11回WSで実質完成する。
 - 3) 「強制執行・保全」に関しては、「不動産執行」及び「担保権の実行」については民法の草案完成を待ち検討することとし、これを除く他の部分について、3月末までに以下の手順をもって起草することを目指す。
- ア 民訴法にかかる起草向け国別特設研修において、日本側から日本の強制執行制度の仕組みについて説明する一方、カンボディア側参加者から、カンボディアにおける仕組み及び執行機関にかかる現状等を説明する。

イ カンボディアの現状を前提に日本側で2001年12月末まで第一次案起草を目指し作業を行う。

ウ 2002年1月以降に現地において2度のWSを実施して完成する。

3) 民訴法部会委員が参加する用語確定会議については、WSの前後に接続し実施する。

民事訴訟法部会 2001 年度作業計画 (案)

	判決手続		強制執行・保全	
	日本側作業	カンボディア側	日本側作業	カンボディア側
2001年				
2月	日本語による 第1次案完成			
3月				
4月				
5月				
6月		第9回(5月)・第 10回(7月)WS により第1次案審		
7月				
8月	日本語による 第2次案完成 (集中審議)	議完了		
9月		特別研修により第2 次案審議	特別研修により 基本問題協議	
10月		第11回(9月)W Sにより第2次案 審議完了	日本語による 第1次案完成	
11月				
12月				
2002年				
1月			日本語による 第2事案完成	第12回(1月)・ 第13回(2月) WSによる審議
2月				
3月				

3 - 3 - 3 その他計画（国別特設研修、機材供与にかかる計画）

（１）民法、民事訴訟法のそれぞれについて国別特設研修を以下のとおり実施することが確認された。

１）各コース８名の研修員が参加する。

２）各コース２週間程度の期間とする。

３）民法については、１２月中旬から、民事訴訟法については８月下旬からを予定し、日本側は日程を最終的に確定の後カンボディア側に通知する。

４）カンボディア側は、日本側からの要望に沿って、Study Group のメンバーから研修参加者を推薦する。

（２）機材供与計画については、JICA 及びカンボディア司法省との協議に基づいて決定されることが確認された。

3 - 4 本年 10 月頃の調査団派遣

両者は、JICA が本年 10 月頃に調査団を派遣し、以下の点を協議することを確認した。

（１）起草作業にかかる進捗状況の確認。

（２）2002.3 以降の民法・民訴法起草完成を含むフォローアップ内容・期間の検討。

（３）2002.3 月以降の我が国の新たな協力の可能性の検討。

3 - 5 裁判所構成法案の検討状況

（１）裁判所関係の法律については司法官職高等評議会（3 - 10「裁判の現状」参照）を通過した後に閣僚評議会に提出されることになっているが、裁判所構成法は、現在、閣僚評議会に上程されているものの、審議開始にはいたっていない。ところで、同法案には草案時から起草支援中の民事訴訟法と抵触する点が見られ、民事訴訟法部会から何度かコメントを送付している。平成 12 年 11 月にも、理由・説明を付した修正案を送付したところであり、その扱いを尋ねたところ、現在上程中の法案には、その内容が盛り込まれていないとのことであった。これは、右修正案のカンボディア到着が司法官職高等評議会への提出後であったためのものであるが、民事訴訟法部会でも先に裁判所構成法が制定されてしまうと民事訴訟法に影響を与えることからその修正は必須であると考えているところ、司法省内でも民事訴訟法案との整合性を持たせるために、日本側の修正を盛り込んだものを裁判所構成法案とすべきであると考えており、会議の席上では、現行法案を撤回し、新法案を再提出したいとの意向が示された。しかし、その後の非公式の場での確認では、まだ修正済みの新法案は一部しか完成していないことが判明した。また、別の席で同席できた、司法官職高等評議会のメンバーであり、前の司法省次官で

もあつたり控訴院長官から、司法官職高等評議会を通過して閣僚評議会に上程されている法案を、司法省が勝手に撤回することは難しく、また、相当でないため、機会を見つけてソクアン官房長官に日本からの修正案が出ている旨を話したらよいとの示唆を受けた。そこで、4月4日午前のソク・アン官房長官、ヘン・ボン・ブンチャット氏らとの面談の際に、日本からの修正案（クメール語版・英語訳付き）を配布した上で、率直に事情を話し、現行法案の閣僚評議会における審議・修正の際に、日本からの修正案も一緒に検討することを要請した。

- (2) いつもながらのことであるが、司法省の動きは鈍く、こちらから問い合わせるまでは平成12年11月に出したコメントがどうなったかも分からず、修正前の現行法案を上程していながら、どのように対処するつもりだったのであろうか。今後の立法作業においても、司法省に対する指導が必要と思われる。

3 - 6 法案成立のプロセス

(1) 法案の提出

法案は、一般的に各省庁または国会自身が起案する。起案にあつては、外部のアドバイザーからの助言をうけることもある。

(2) 法案の成立プロセス

省庁提出の法案については、以下のとおり。なお、法案は、下院から閣僚法議会へ、上院から下院に差し戻される可能性がある。また、国会作成の法案は、下記(4)から始まる。

- 1) 省庁が法案を作成する。
- 2) 法案を一般に説明し、パブリックコメントを求める。方法としては、新聞社、NGOs、関係機関への法案の送付、セミナーの開催などがある。
- 3) 閣僚評議会へ提出され、審議・承認される。閣僚評議会内部の法律委員会で最初に条文を検討する。その上で、関係省庁を集めてもう一度審議し、最後に閣僚評議会で承認する。
- 4) その後で法案は国会に上程される。下院の立法委員会で審議し、本会議で承認されると、上院に回付され、同様に上院の立法委員会で審議し、本会議で承認する。
- 5) その後で憲法評議会に送付され、承認される。
- 6) 最後に国王が検討し、承認を受け、署名される。

(3) 裁判所関係法案について

裁判所関係の法案は、司法官職高等評議会にまず送られ、承認を得てから閣僚評議会に提出される。

(4) 法律成立までの期間

- 1) 法律成立までの期間は一般的にも予想することができない。今回の民法・民事訴訟法の法律成立までの期間は、閣僚評議会の決定等の要因があり、やはり予想できないが、国会関係者などの関心が高く、優先順位は高いと思われる。
- 2) 法案成立を促進する方法としては、閣僚評議会、国会に事前の説明を行い、理解してもらうことである。ただし、2002年の地方選挙、2003年の国会議員選挙により、立法のプロセスが遅延する可能性がある。

3 - 7 司法改革の進捗状況

(1) カンボディア政府における司法改革の位置付けと基本的な取り組み姿勢

- 1) 今回の調査においては、調査団側から、ソク・アン官房長官、ムンティー最高裁判所長官、ヴィトン司法大臣及びアンボンワッタナー司法省次官に対して、カンボディア政府が進める司法改革の位置づけや進捗状態さらに司法改革に対するWBの関与状況などについて説明を求める機会があり、ソク・アン官房長官からは明確な回答などを得ることはできなかったが他の3名からは、それぞれの立場から部分的にはあるが回答を得ることができた。
- 2) これらの回答からカンボディア政府における司法改革の位置付けや基本的な取り組み姿勢が下記のとおり判明した。
 - ア 司法改革は、財政、軍事、行政、農業の4分野と併せてカンボディア政府において5つの重要な改革分野のひとつとして位置づけられている。
 - イ 司法改革は、他の分野と比べると遅れており、これが政府内でも問題となっている。
 - ウ 司法改革全体のプランについては、カンボディア政府自身に立案するに足りる十分な能力がないとの認識の下、カンボディア政府は、現在、WBに対し、司法改革全体のプラン（strategy paper）の作成を依頼している。
- 3) なお、司法改革に取り組むための閣僚評議会内に最高裁長官を委員長とする司法改革委員会が設置されており、事務局長はソク・アン官房長官であり、ヴィトン司法大臣も副委員長に就任しているとのことであるが、同委員会内での司法大臣の力は必ずしも大きくないようである。
- 4) また、カンボディア政府が、WBに対し、司法改革全体のプラン作成を依頼している点については、カンボディア政府側の積極的な依頼によるものか、それともWB側のアプローチによるものかは必ずしも判明しないが、ムンティー最高裁判所長官の発言などにかんがみると必ずしもWB側の一方的な押し付けではなく、カンボディア政府

側（それも人民党が掌握する閣僚評議会辺り）の意向とWB側の思惑が一致して進められているもののように思われる。

（2）カンボディア政府が認識する司法改革に関する課題と取り組みなど

1）カンボディアの司法改革の重要課題としては、ムンティー最高裁判所長官の発言から以下のような個別の問題が認識されているほか、上記のように、そもそもカンボディアの司法制度全般をどのようなものにして行くのかといった基本的な問題を自力で解決すること自体が困難であるとの認識が持たれており、そのため司法改革全般のプラン作成に関してWBの支援が必要との認識が持たれているようである。

ア 人材不足：法律のあらゆる分野での専門家の著しい不足

イ 法律そのものの不足：法律実務に携わる者に著しい不自由を与える

ウ 財政的な面での不足

エ 裁判所施設などのインフラの不足

2）また、カンボディア政府は、自らも、司法官職高等評議会（トップは国王、委員は司法大臣、最高裁長官、検事総長その他）を設置し、同評議会に裁判官、検察官の懲戒委員会を設置して裁判の適正な運営などの監視を行わせており、ムンティー最高裁長官は、同評議会の権限を一層強化することが司法改革の大きな柱となるものと考えている。

3）さらに、人材育成については、今後とも、我が国など諸外国が行う研修を大きな柱と考えており、オーストラリアにも研修プログラムの検討を依頼しているほか、裁判官養成学校をフランスの支援で設置することも計画されている。

（3）司法改革へのWBの関与

1）上記のようにカンボディア政府はWBに司法改革のプランの作成を依頼している。いわゆるMAPについては、カンボディア政府によれば全面的に撤回されており、WB側も、MAPは、WBのコンサルタントが個人的に関与して作成したものに過ぎないとの見解を示している。このようにMAPについては撤回されたものの、最新の情報によれば、現在、WBでは、カンボディア政府の依頼を受けて別のコンサルタントにMAPにかわるカンボディアの司法改革全般のプランとしてのstrategy paper（以下「SP」という。）を作成させているとのことである。このSPの内容は現段階では司法省も把握しておらず、不明であるが、MAPに際して日本側が述べた意見がどの程度反映されたものになるかは予断を許さない。

2）なお、上記のとおり、司法改革へのWBの関与は、カンボディア政府の中枢の意向・利害と一致したものを見るべきであり、WB側が押しつけているものに過ぎないといった認識はこの問題を軽視する誤った認識であって、この問題については、さらに

慎重に対応する必要があるものと思料される。

3) おって、S Pに絡んで、ヴィットン司法大臣は、日本側の意向に沿わない内容のものには自分が司法大臣の職にある限り反対する旨表明するとともに、今後もJICAを直接のカウンターパートとして支援を受けたい旨の意見を述べており、アンボンワッタナ次官も法整備支援の窓口を閣僚評議会1本に絞ることは困難であり反対する旨の意見を述べたが、ムンティー最高裁長官は、司法改革委員会で諸外国の法整備支援を調整する必要がある旨述べており、司法省の意見はカンボディア政府内では少数意見に過ぎないものと思われる。いずれにしてもWBの動向を今後とも注視するとともにS Pが提示された場合には、その内容を十分検討して対処する必要があるものと思料される。

3 - 8 2002.3 以降の日本側への要望・協力の可能性

(1) カンボディア側のニーズにかかる確認については協議にあてることのできる時間が限られていたことから、一般的な要望の聴取にとどまった。具体的には、司法省との協議の中でいくつかの要望が確認された他、司法大臣、最高裁判所長官、法経学部長等を含む司法関係者との意見交換会において、カンボディアの司法改革の重要課題として以下のような個別の問題が認識されており、これらに対する支援、また、人材育成については諸外国による研修を重要な柱と考えていることから、我が国に対しても継続的な支援を要望として持っていることが確認された。

- 1) 人材不足：法律のあらゆる分野での専門家の著しい不足
- 2) 法律そのものの不足：法律実務に携わる者に著しい不自由を与える
- 3) 財政的な面での不足
- 4) 裁判所施設などのインフラの不足

(2) 2002.3 以降の協力の可能性については、今後、上述の要望等を踏まえ、現地事務所および専門家チームが中心となって継続的にカンボディア側のニーズを確認し、国内支援体制とも連絡をとりつつ協力の可能性を検討していく必要がある。

3 - 9 プロジェクト終了時の成果品受け渡しセミナー

プロジェクト終了時に、カンボディア側・日本側両者（日本側：JICA、法務省法務総合研究所、（財）国際民商事法センター）により、協力を総括するとともに成果品を受け渡しセミナー（記念行事）を開催することにつき合意した。計画の詳細については、追って両者で検討を進めることとした。

3 - 10 裁判の現状（シェムリアップ裁判所における調査結果）

（1）緒言

カンボディア国シェムリアップ州裁判所において、同裁判所のタン・セナロン（Tan Senarong）判事（平成13年2月の本邦研修の研修員・ミシガン大学等に留学経験を持つ。）とイアン・キムトル（Eang Kim Thol）判事（裁判所書記官の経験を持つ。）から、司法事情、民事裁判の現状等について聴取した。主な点の概要は以下のとおりである。

（2）司法事情

- 1) カンボディア国の裁判制度は三審制であり、最高裁と、高裁にあたる控訴院が各1カ所プノンペンにあり、地方裁判所にあたる州及び特別市裁判所が21カ所ある。裁判官・検察官の総数は合計172名（裁判官117名程度、検察官55名程度）ほどであり、独立した検察組織はなく、検察官はすべて裁判所に所属している。そのため、裁判官・検察官は同様の資格を持つものと認識されている。最高裁は原則として法律審（5人制）とされるが、2度目の上告では9人制で事実審理も行う。抽象的違憲審査権は憲法院（国王、議会、司法官職高等評議会から3名ずつ任命される者で構成される）が持っている。
- 2) 裁判官・検察官の任命は、司法官職高等評議会（国王、司法大臣、最高裁長官、最高裁所属検事の長＝検事総長、控訴院長官、控訴院所属検事の長＝検事長のほか、裁判官の互選による3名の裁判官の合計9名で構成される組織で、裁判官や検察官の人事、懲戒等の規律、裁判所関係の法案の審査等を行う。）によるとされるが、現在のところ日本の司法試験のようなものはなく、任用の明確な基準といったものも定められていない。現裁判官・検察官の多くは旧政権時代からの者が、1994年ころに法学士や裁判官書記官経験者等を対象に1度だけ行われた試験で採用され、研修を経た上で現職に就いており（ちなみに面談した兩名は新規採用者）、それ以外はここ数年、新規に裁判官や検察官になった者はいない。
- 3) 裁判官の独立は一見保たれているようであるが、一説には、任命・懲戒権を持つ司法官職高等評議会の動向・意向を気にする裁判官も多いと聞く。
- 4) これらの点からすれば、裁判所、裁判官（検察官も含まれる）に関する各種規定の整備が急がれるところであるが、裁判官等の規律に関する規定の審理は閣僚評議会で止まっているとの情報もあり、裁判所構成法案の状況を考えてみても、政治が絡んでくる（予算面や給与等から裁判所・裁判官を政治的にコントロールしようとする）ため制定に至るのはなかなか難しいようである。

(3) 民事裁判の現状について

1) 訴えの提起

訴訟の提起は原則として訴状の提出が必要であるが、実際のところは自分で書面を用意してくるケースは10%程度であり、弁護士が見つからない多くの場合、裁判所書記官が書き取っている。

2) 送達

カンボディア国においては、訴状は被告に送達されることはなく、定型用紙を使用した呼出状のみが送られることになる。呼出状には当事者の表示の他、呼び出し期日や事件の概要を記載し、裏面には、被告の受け取りを示す署名あるいは指印を押す欄等が設けられており、一応の形式は整えられている。しかし、送達方法が確立しておらず、書記官が行わない場合には第三者の介在を必要とし、問題点も少なからず見受けられた。

3) 民事裁判手続の特徴

ア 和解前置主義

訴えが提起されると調査担当裁判官が裁判所長によって選任され、まず和解が試みられる。合意が成立しなければ、調査手続に入る。この点は起草案でも手続を始めた後直ちに和解に入ることとしている。

イ 調査裁判

調査担当裁判官の職権主義的進行により事件の調査が行われる。

調査手続は、我が国の弁論準備手続に類似したものであるが、調査手続の結果（記録）は判決の基礎とすることができる。これは、主張と証拠とが明確に分けて認識されていないと思われるところに原因があると思われる。調査手続は必ずしも双方同席で行われるわけではないが、やりとりは記録され、当事者・関係者には記録の閲覧が許される。調査の結果は所長に報告され、別の裁判官が口頭弁論担当裁判官として所長から選任される。

ウ 口頭弁論と検察官の立合い

調査の結果に基づき証人尋問等をする口頭弁論が開かれる。イからすると口頭弁論の意義がどこにあるか疑問の残るところであるが、調査段階で話を聞いた証人を別の裁判官が尋問し、また、相手方に反対尋問の機会を与える等して信用性の確認等をする点にあると思われる。起草案では、イの調査を日本的に改めて実施することとして、口頭弁論の充実をはかっているところである。また、口頭弁論は民事であっても検察官がかならず立ち会い、当事者が未成年者でないか、当該裁判が公共の利益を害さないかのチェックをする役割を担っているが、問題のあることはまず

ない。検察官の立合は民事裁判にはそぐわず、その位置づけもあいまいなように感じられる。

なお、調査手続に失権効はなく、新主張や新事実が口頭弁論で出されることもあり、裁判官の判断でそのまま手続を進める場合もあれば、再び調査を行うこともある。

エ 判決

判決は、一応自由心証主義が採られて（証拠の評価も含む）おり、その心証に基づき一定の様式によって作成される。

なお、審理中に当事者間で合意が成立した場合、我が国では和解をするが、カンボディア国では、その合意にそった判決が出されるとのことである。

(4) シェムリアップ州裁判所の状況

同裁判所の管轄区域は2州あり、管内人口は約40万人である。同裁判所は所長以下4名の裁判官と1名の検察官、31名の職員で構成され、一年間の処理件数は、民事400件（30%程度が和解）、事件の処理期間は典型的なもので2、3か月、契約等で5か月程度であるが、土地関係など難しい事件では1、2年すぐ経過してしまうとのことである。また、刑事は600件程度を処理している。執行関係も裁判所が行っており、所長と検察官が、裁判所書記官を指示等して処理に当たっている。人員からしてもかなり忙しい状況がうかがわれた。

4 . プロジェクトの評価分析結果および提言

本項は、今次調査団による現地調査におけるカンボディア側および日本側関係者との協議ならびに国内での作業調査・確認の結果に基づき以下の点を記載するものである。

本プロジェクト第2年度の成果・進捗状況の確認

本プロジェクト第2年度の問題点とその改善に関する分析

本プロジェクト最終年度への提言

(1) 調査分析結果の要約

プロジェクト第2年度は、当初合意していたカンボディア司法省の組織強化が実現せず、本邦研修生の人選などの作業に支障をきたした（ただし、後半になり、アンボンワッタナ次官が就任してからは改善された）。また、年度当初予想しなかった、または予想を超えた、作業（世界銀行のMAP対応、商事契約法、裁判所構成法等への意見具申、用語確定会議、条文の英文化等）が生じた。

他方、国内連絡体制の強化、両部会の調整、現地専門家との連絡などが改善され、また翻訳体制も強化され、作業が効率化された。

両部会の作業については、民事訴訟法の起草は順調に推移したが、民法については3年のプロジェクト期間に民法全ての条文（和文・クメール語）を作成することが困難な状況となった。民法は、条文数が民事訴訟法に比べ2倍以上であり、比較法に基づく調査検討に多くの時間を要することから、やむを得ない事態である。最終年度は、いずれの作業部会も具体的な到達目標とそれに応じた作業内容を早期に確定する必要がある。特に、民法は法典全てを一括で提出するのか、編毎に提出するのか、または単行法化して提出するのかの方針を決定することが望ましいと思われる。

さらに3年のプロジェクト終了後の支援継続とその内容も早期に具体的に検討することが望まれる。両作業部会とも残される作業があるが、2002年以降地方選挙、国会議員選挙などの不安定要因があり、そうした素因を考慮した計画策定が必要である。

最後に、他の省庁（閣僚評議会を含む）、ドナー機関の動向を注視し、プロジェクトの進行に影響のあるものについては適切な対応をする必要がある。

(2) 調査分析

1) 本プロジェクト第2年度の成果・進捗状況の確認

ア 本プロジェクト第2年度の活動内容

本プロジェクトの活動内容の詳細は、2001年4月5日署名のMinutes 1頁に記

載されているとおりであるが、その特徴としては、民法および民事訴訟法への作業が集約されたことである。

1999年3月に締結した Record of Discussions の添付 Master Plan によれば、本プロジェクトの内容は、民法および民事訴訟法ならびに関係法規の起草支援、法曹（裁判官、検察官および弁護士）および司法省職員などの関係人材の育成、法学教育支援、関係の資料提供などの広い分野におよんでいた。2000年3月の Minutes によって、2000年度の活動は、民法および民事訴訟法の起草支援が中心となった。そこで、2000年3月の Minutes に記載された一般研修は実施されず、本邦での研修も民法および民事訴訟法の起草研修に集約された。

上記は、主に民法および民事訴訟法の起草に相当の作業を要し、2002年のプロジェクト終了時に両法律案の案文（クメール語版）をカンボディア側司法省に手交するという目的達成にむけた作業の集約が必要であることが判明したからである。

イ 民法および民事訴訟法の起草支援の成果物および進捗状況

民法は、2000年3月の Minutes によれば、第2年目は民法の各編の要項試案（和・クメール）を完成させることが目標であったが、約350条の条文を起草したものの全ての分野に関する要項試案を完成するには至らなかった。第2年目の作業の到達点の詳細は pp10-11 のとおりとおりである。

民事訴訟法については、2000年3月の Minutes によれば、第2年目判決手続に関する条文の修正第一ドラフト（和・クメール）の作成が目標であったが、共同訴訟、再審など一部のドラフトが完成しなかった。第2年目の作業の到達点の詳細は pp11-12 のとおりである。

(2) プロジェクト第2年度における第1年度の問題点の改善度

プロジェクト第1年目の活動の改善提案は、2000年3月の当職の報告書に記載したとおりである。1年度目終了時における改善提案（報告書より引用）と提案を行った各項目にかかる第2年度終了時における状況については、次ページからの対比表のとおりである。

1 年度目終了時における改善提案	2 年度目終了時における状況
<p>(1) <u>活動計画の詳細決定および見直し（プロジェクト進行のスピードと内容の充実とのバランス）</u></p> <p>1) <u>プロジェクトの進行予定コミットメントの達成</u> 現在の予定で3年度終了時にどこまでの作業ができるか、もう一度検討し、カンボディア側へのコミットメント（3年間で両方のドラフトを提供する）の達成可能性を再検討する必要がある。</p> <p>2) <u>関連法案を作成している他省庁の作業進行とのバランス</u> 関連法規の作成状況を把握し、それと民法起案との調整をはかる必要がある。</p> <p>3) <u>両部会の作業量の予定</u> 両部会での将来の作業量の調整がなされおらず、特に現地専門家の負担、翻訳の負担を再検討する必要がある。</p> <p>4) <u>民法作成方法の検討</u> 上記関連法規とも関係するが、民法を全部一括で作成するのかを再検討し、編別ないし個別法への分化などの選択肢を検討することが必要である。</p>	<p>2 年度目終了時における状況</p> <p>1) 民法については、第2年度の終盤になって作業を見直し、主要8分野に関する要項試案を優先することとなった。民事訴訟法については、若干の遅れはあるものの判決手続に関しては、2001年10月には全条文（和・クメール）が完成することが予定されている。ただし、第2年度の終盤になって強制執行および保全手続も民事訴訟法に含めてほしい旨の希望がカンボディア側からあり、第3年度終了時までに両手続の主要部分の完成を目指すことで計画が変更された。</p> <p>2) 民法関係では、土地法および商事契約法がそれぞれ法案化され、民法作業部会でコメントを作成提出した。土地法については、既に閣僚評議会に提出されたが、商事契約法は調整努力の結果再度民法との調整を図ることで商務省からの了解がとれた。民事訴訟関係では、裁判所構成法が法案化され、既に閣僚評議会に提出された。現在、修正にむけて交渉中である。</p> <p>3) 2000年度後半になって両部会での作業量の調整を図る努力がなされ、2001年度の作業予定が見直された。</p> <p>4) 2000年度後半になって2001年度9月までの作業を8分野に集中し、その後その他の分野の作業をおこなうことになり、作業の効率化がはかられた。ただし、未だ単行法化するのが編別提出とするのか明確な方針は決定されていない。</p>

<p><u>(2) 現地体制の充実</u> <u>(2) - 1 カンボディア側体制の強化</u> 1) <u>現地組織の充実</u> 現地組織の役割を詳細に決め、カンボディア側の理解を得る。Minutesに記載済み。</p> <p>2) <u>人材確保</u> カンボディア側で有能な人材を確保し、その人材を中心として効率よく作業を進める必要がある。</p> <p><u>(2) - 2 現地専門家の役割</u> 1) <u>カンボディア側の作業管理の強化</u> カンボディア側の作業を現地専門家が監理する体制を整える。そのために、現地専門家の権限をカンボディア側に明確化する。Minutesに記載済み。</p> <p>2) <u>他の省庁からの情報収集の必要性</u> カンボディアの他の省庁、特に土地法関係で関係評議会、土地登記局、商事契約法で商業省、から定期的に情報を収集する。そのために、現地専門家の外部情報収集活動を強化する必要がある。</p> <p>3) <u>現地作業体制の強化</u> 上記のように、現地専門家の役割が拡大されるのにもない、それを補うスタッフ（調整、事務、翻訳）の確保が必要である。</p>	<p>1) 昨年度の Minutes に第1年度の反省に基づき、カンボディア側の組織について詳細に取り決めたにもかかわらず、カンボディア側で適切な組織作りがなされず、結局有名無実に終わった。結局、第1年目とはほとんど変わらない組織による運営であった。これは、司法省内部の権力抗争および大臣の指導力の欠如によるところが大きく、第2年度の作業が円滑に進まなかった大きな原因であった。</p> <p>2) カンボディア側の組織が全く機能せず、本邦研修での研修生の人選など、人材の確保においても十分な改善がみられなかった。ただし、後半になり、アンボンワッタナ次官が就任してからは、その指導力により人材の確保に関するコミットメントをとることができるようになった。</p> <p>1) カンボディア側の組織が機能しなかった関係で、現地専門家によるプロジェクト監理が十分機能しなかった。現地専門家が監理しようとする、かえって現地専門家に対する批判がカンボディア側に生じた。ただし、後半になり、アンボンワッタナ次官が就任してからは、その指導力により現地専門家による監理ができるようになった。現地専門家も、後半になって、司法省の要請により、事務所を司法省内に移転し、コミュニケーション面で改善されている。</p> <p>2) 現地専門家の努力により、他省庁および他のドナー機関からの情報収集が円滑に行われるようになった。</p> <p>3) 翻訳については次項。それ以外での現地体制は第1年目と同様に終わった。</p>
---	--

<p>4) <u>翻訳体制の強化</u> 2年目からクメール語への翻訳が格段に増えることが予想され、それに対する翻訳体制の強化が急務である。</p> <p>(3) <u>国内体制の充実（日本側の監理体制の充実）</u> 1) <u>プロジェクト全体監理の強化（両作業部会の作業調整および現地専門家との連絡調整）</u> プロジェクトの内容および量が2年目以降増加し、これを適切に監理調整する必要がある。国内の新体制を組織済み。</p>	<p>4) 翻訳体制は、スワイレン氏、甲斐俊樹氏の加入により改善された。</p> <p>1) 国内では、両作業部会間の連絡会および事務局を設立し、両作業部会の調整、作業の監理、関係者の連絡調整を行うようになり、第1年度の問題点は大いに改善された。</p>
--	---

(3) プロジェクト最終年度への意見

以上(1)本プロジェクト第2年度の成果・進捗状況および(2)第1年度の問題点の改善度合を踏まえ、プロジェクト最終年度における問題点は以下のとおりであると思料する。

1) プロジェクト最終年度の到達目標および作業の明確化

民法部会では、2001年9月を目標に8分野の和文・クメール語版の条文を完成させる予定であるが、その後の最終年度末までの到達目標および作業が未だ明確ではない。最終年度末までに和文の条文を全て作成するとの目標は表明されているものの、実際に達成可能なのか、条文とは全条文なのか主要条文なのかなどを再度検討することが望まれる。また、民法を法典として作成するのか、単行法として作成するのかについても、早期に確定的な方針を策定する必要がある。

民事訴訟法部会では、判決手続を秋までに完成させることとなっており予定通りである。ただ、その後最終年度末までに強制執行および保全手続(不動産執行および担保権実行を除く)の条文(和文・クメール語)を完成させることになっているが、現地での現状調査が必要でないか、2回のセミナーで十分かなどの検証を要すると考える。

また、カンボディア側から重ねて現地セミナーの資料を2週間前に配布してほしいという要望があり、作業の効率化のためにも実行することが望まれる。

2) 司法省への提出方法

民法および民事訴訟法のいずれも、全条文を作成の上提出することが当初の目標であり、司法省の希望でもあるが、他方閣僚評議会からは出来た順に提出したほうがよいとの意見が表明され、また他の関連法律との関係で早期の法案化が必要な分野(物権法、契約法など)もあり、順次提出の方法をとることを検討する必要がある。その場合は、やはり単行法化(民訴法も判決手続と執行法を分ける)を検討する必要がある。

3) 他の関連法案への対応

商事契約法、土地法、裁判所構成法等の関連法案に対して意見を提出してきたが、実際に意見が反映されるためには、現地での継続的な交渉および日本側の案文の早期作成および相手方への交付が必要である。

4) 司法省内の組織強化および人事動向の注視

今回カンボディア側に新たに Steering Committee と Study Group が設立され、人選された。日本側が希望する人材が含まれているが、用語確定作業が効率的に開かれるように監理し、また実際に本邦研修などで適切な人選がなされるよう事前の折衝が必

要である。また、司法省内の人民党およびフンシンベック党との軋轢、省外からの圧力などに十分注意を払う必要がある。

今回カンボディア側で作業に従事する担当者に事務作業に応じたフィーを支払う事としたが、明確な基準による効果のある支払いが望まれる。

5) 他のドナーの動向の注視

世界銀行の統括的プランなどの動向を注視し、日本側の作業と協調させる努力を払う必要がある。

6) カンボディア政治情勢の注視

カンボディアではポルポト裁判、2002年2月の地方選挙、2003年の国会議員選挙など不安定要素が控えており、そうした政治情勢がプロジェクトに及ぼす影響について注視する必要がある。

7) 第2フェーズの準備

第1フェーズ終了後の支援の内容、方法について十分事前に検討する必要がある。第1フェーズの残りの作業も相当量残ると予想され、人材育成など他の支援も含め詳細なプロジェクトプランの策定が必要であり、10月の調査団派遣の前に国内で十分検討する必要がある。

また、法案を司法省に提出した後の法律成立までの支援をするのかも要検討事項である。閣僚評議会からは、評議会での作業に日本からの支援を依頼されたが、その可否も含め討議する必要がある。

附属資料

ミニッツ

THE MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN THE JAPANESE CONSULTATION SURVEY TEAM
AND
THE MINISTRY OF JUSTICE
OF THE KINGDOM OF CAMBODIA
ON THE JAPANESE COOPERATION
TO SUPPORT THE FORMULATION OF KEY GOVERNMENT POLICIES
ON LEGAL AND JUDICIAL SYSTEM IN THE KINGDOM OF CAMBODIA

The Japanese Consultation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Professor Akio Morishima visited the Kingdom of Cambodia from April 1st to April 5th, 2001, for the purpose of consulting and evaluating the activities in the second year and discussing a plan of activities for the third year concerned with the Japanese Cooperation to support the Formulation of Key Government Policies on Legal and Judicial System in the Kingdom of Cambodia (hereinafter referred to as "the Project").

During its stay in the Kingdom of Cambodia, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Ministry of Justice (hereinafter referred to as "MOJ") and authorities concerned in the Kingdom of Cambodia in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the Project for the third year.

As a result of the discussions, the Team and the Cambodian side agreed with the matters referred to in the document attached hereto.

Phnom Penh, April 4, 2001



Prof. Akio Morishima
Leader
Consultation Survey Team
Japan International Cooperation Agency
Japan



H.E. Uk Vithun
Minister of Justice
Kingdom of Cambodia

ATTACHED DOCUMENT

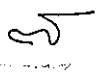
1. Confirmation of project progress

(1) Both sides verified the following points with regard to activities and input made in the second year of the Project:

- 1) 9 workshops were held on Civil Code and 4 workshops were held on Civil Procedure Code in Phnom Penh. Short-term experts (in total 45 experts) dispatched from Japan and personnel concerned from the Cambodian side examined the tentative outline and the draft of provisions of these fields.
- 2) Country-focused training courses were conducted in Japan for the purpose of drafting of Civil Code and Civil Procedure Code. 11 Cambodian trainees participated in the Civil Code course and 6 trainees participated in the Civil Procedure Code course. These trainees worked with the Japanese members of the drafting groups to discuss the tentative outline and the draft provisions of the two Codes.
- 3) 4 short-term experts from Japan Federation of Bar Associations dispatched from Japan held a seminar for lawyers was held on October 2-3, 2000 with the cooperation of the Bar Association of the Kingdom of Cambodia.
- 4) H.E. Suy Nou and H.E. Ang Vong Vathana, the Secretaries of State, the Cambodian Ministry of Justice were invited to Japan as individual training participants from February 14 until 22, 2001. The 2 Secretaries of State participated in discussions with relevant agencies and organizations in Japan.
- 5) The Japanese Ministry of Justice sponsored a training and research course on Legal system on Civil Laws for 2 weeks, to which 6 trainees from Cambodia were invited.
- 6) Japan continued to locate 2 long-term experts to Cambodian Ministry of Justice.
- 7) 2 long-term trainees from Cambodia were accepted for study at Nagoya University.
- 8) Meetings on the definition of legal terminology were conducted from time to time when needed.

(2) Progress in the drafting of laws until the end of the second year of the Project is as indicated in the Annex I.

A. M.



2. Review of the Project

In the course of discussions between the Team and the Cambodian side, it has been confirmed by the both parties that law-drafting has been progressed to the reasonably satisfactory extent based on the principle that the Project drafts the laws that take root in the Cambodian society. However, both parties recognized that there were the following issues to be improved in the course of the Project:

- (1) The followings caused the delay of the progress of drafting:
 - 1) The Japanese side did not have enough recognition on the necessary amount of work for definition of legal terminology at the beginning of the 2nd year.
 - 2) It has taken considerable time to make coordination with the other Ministries and donors concerned with related draft laws such as preparation and submission of comments on those laws
 - 3) The Japanese drafting groups could not provide the Cambodian side with materials for workshops sufficiently prior to the date of Workshops.
- (2) The Steering Committee, the Study Group and the sub-group, which were organized based on the Minutes of Meetings signed between the Minister of Justice and the Leader of the Study Team dispatched from Japan in March 2000, did not function appropriately.

3. Issues to be improved

Based on the results of the review of the activities during the 2nd year of the Project, the both sides agreed on the following points:

- (1) The members of the Steering Committee are as indicated in the Annex II.
- (2) The two Study Groups that were established at the beginning of the 2nd year of the Project based on the Minutes of Meetings signed between the Minister of Justice and the Leader of the Study Team dispatched from Japan in March 2000, are integrated into one Study Group, of which the members are as indicated in the Annex III. The mandate of the Study Group is to finalize the draft provisions of the Civil Code and the Civil Procedure Code in Khmer in addition to the roles and duties of the former Study Groups.
- (3) JICA will take necessary measures to meet the expenses for the work of determination of the terminology by the members of the Study Group. Details will be determined based on discussion between JICA and the Cambodian side.

A. M.

- (4) The Japanese side will make efforts to provide materials for Workshops in Khmer language two weeks before each workshop.
 - (5) The Japanese long-term experts and the Study Group will make efforts to have a meeting before each Workshop.
4. Plans and objectives for drafting of laws during the final fiscal year of the Project
- (1) The Cambodian Ministry of Justice and JICA will make the maximum possible effort to bring about early drafting of two Codes.
 - (2) The plans and objectives relating to drafting of Civil Code is as indicated in the Annex IV. We would like to confirm the following points:
 - 1) Drafting of all provisions in Japanese in the eight priority areas will be completed by the end of September 2001, and efforts will be made to translate/define terminology in Khmer and to complete the provisions in Khmer by December 2001 in those areas.
 - 2) Drafting of the other areas will commence in or after October.
 - 3) Accordingly, efforts will be made to complete the provisions in the 8 priority areas by the beginning of March 2002, which is within the term of cooperation established in the R/D. Efforts will be made to complete the provisions in the other areas in Japanese by the beginning of March 2002.
 - 4) The Cambodian side will hold necessary meetings on its own to promote examination of the provisions in May and June 2001. Also, the Japanese side will consider dispatch of a short-term expert when necessary to hold meetings on the definition of terminology.
 - (3) The following points were verified with regard to the drafting of Civil Code
 - 1) The Japanese side will submit the draft of provisions in Khmer to the Cambodian side.
 - 2) The Cambodian Ministry of Justice will hold meetings on definition of terminology, and it will prepare a list of issues that need clarification.
 - 3) Regular meetings on definition of terminology will be convened, which will be attended by members of the Japanese drafting group on a necessity basis. In these meetings issues that need clarifications will be discussed, terminology will be defined, and provisions in Khmer will be completed.
 - (4) With regard to the plan and objectives for drafting of the Civil Procedure Code, a

11 11a

basic agreement has been reached on the plan in Annex V based on confirmation of the following points:

- 1) Efforts will be made to complete the second draft provisions on lawsuits by September, followed by the final review at the 11th Workshop.
- 2) With regard to "compulsory execution/preliminary injunction", examination will be made of "attachment of real estate" and "foreclosure of security interest" will be made when the draft of the Civil Code is completed. Efforts will be made to draft the remaining areas by the end of March according the following procedure:
 - i) At the country-focused training course on drafting of Civil Procedure Code, the Japanese side will explain the framework for Japan's compulsory execution system, and the Cambodian side will explain the current situation surrounding its framework and execution agencies.
 - ii) Although prerequisite to the situation in Cambodia, the Japanese side will work to prepare the first draft by the end of December 2001.
 - iii) The drafts will be completed following the holding of 2 workshops in Cambodia to be held in or after January 2002.
- (5) The meetings to define terminology, which will be attended by members of the Civil Procedure Code drafting group, will be held in conjunction with and at about the same time as the workshops.
- (6) Country-focused training courses on Civil Code and Civil Procedure Code will be held in Japan. Each course will be attended by eight participants and will last for approximately 2 weeks. The Civil Code course is scheduled to be held in mid-December and the Civil Procedure Code course is scheduled to be held at the end of August. The Japanese side will notify the Cambodian side of final arrangements after it examines and confirms the schedule. The Cambodian Ministry of Justice will nominate the participants from the members of the Study Group in accordance with the request from the Japanese side.
- (7) Determination of the equipment supply plan will be determined based on discussions between JICA and the Cambodian Ministry of Justice.

A. M.

ST

5. Dispatch of a study team to Cambodia in or around October 2001

Both sides confirmed that JICA will dispatch a study team to Cambodia in or around October 2001 of this year to hold discussions on the following points:

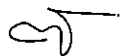
- (1) Verification of progress in work to draft laws.
- (2) Examination of the content and time period of follow-up, which will include completion of drafting of Civil Code and the Civil Procedure Code in or after March 2002.
- (3) Examination of possible new areas of cooperation from Japan in or after March 2002.

6. Holding of a seminar to deliver the results of the Project at the time of its completion

Both side have agreed that, at the termination of the Project, the Cambodian and Japanese sides (Japanese side: JICA, the Research and Training of the Ministry of Justice, and the International Civil and Commercial Law Center foundation) would hold a seminar (ceremony) to provide an overview of the Project and to deliver the results of the Project. Both sides will work to examine the details of this seminar at a later date.

End

A. M.



The Current Status of Drafting Process; Civil Code of Cambodia
(as of the end of March 2001)

Note (1): ~~Darkened parts hereunder~~ indicate that the basic issues contained therein have already been discussed and reviewed at the workshops based on the outline proposed by the Japanese side.

Note (2): Order of titles or chapters as described below is subject to a further review.

TITLE I 'Person'	Number of Articles	Explanatory notes
Natural person	26	
Juridical person	60	Its main provisions have already been reviewed.
Family	16	Only a part thereof have already been reviewed.
Succession		
Personal registry		

TITLE II 'Real Rights (Rights <i>in rem</i>)'	Number of Articles	Explanatory notes
General rules	8	
Ownership	7	'Grounds for acquisition of ownership,' 'Joint ownership' and some other chapters have not yet been discussed.
Right of possession	18	
Various rights to use or gain benefits from property	48	
Registry		

TITLE III 'Obligation'	Number of Articles	Explanatory notes
§1 General provisions	27	Draft completed (✕).
§2 Contract and consent	27	Draft completed (✕).
§2-2 Agency	10	Reviewed based on the proposed outline at the 2001 training program in Tokyo.
§2-3 Contract for the benefit of third party		
§3 Performance	5	Draft completed (✕).

A.M.

ST

§4 Remedies		25	Draft completed (✕).
§5 Burden of risk		7	Draft completed (✕).
§5-2 Effect of obligation against third parties			
§6 Extinction of obligation		43	Draft completed (✕).
§7 Assignment of right arising from obligation / assumption of obligation			
§8 Obligation created by law	Management of affairs without mandate / Unjust enrichment		
	Ports	15	
Contract of sales		52	Draft completed (✕).
Other types of particular contracts			

✕ Due to the urgency required to catch up and coordinate with the Ministry of Commerce that is responsible for drafting the commercial contract law, these chapters have been placed with utmost priority.

TITLE IV 'Security Interests'		Number of Articles	Explanatory notes
Security interests over property	General provisions	8	
	Right of retention	7	
	Preferential right	34	
	Pledge	24	'Floating pledge' has not been discussed.
	Mortgage	32	'Floating mortgage' has not been discussed.
Transfer of title for security purpose			
Security interests over persons	Guaranty	39	Draft completed (✕).
	Others (Several and joint obligation, indivisible obligation, etc.)		

○ "Intellectual Property" -- Several relevant articles will be provided for in the Civil Code. In addition, there is a plan to assist drafting the laws and regulations that specifically cover particular types of intellectual property.

A.M.

The Current Status of Drafting Process of Civil Procedure Code:
Working Schedule Until March 2002

Contents		Number of Articles	Review at Work Shop
I. General Provisions			
1-1	Tenor of Code, purpose of civil actions, obligations of court and parties	6	Done
1-2 Courts	1-2-1 Jurisdiction	16	Done
	1-2-2 Structure of courts (individual and panel cases)	3	Done
	1-2-3 Distribution of cases, motions for exclusion or challenge of judges	5	Done
1-3 Parties	1-3-1 Capacity to be party and capacity to litigate	6	Done
	1-3-2 Litigation comprising multiple parties		to be reviewed in 2001
	1-3-3 Participation to suit		to be reviewed in 2001
	1-3-4 Appointed representatives and assistants	7	Done
1-4 Litigation Costs	1-4-1 Definitions and types of litigation costs	4	Done
	1-4-2 Imposition of Litigation Costs	3	Done
	1-4-3 Litigation assistance	2	Done
1-5	Security		to be reviewed in 2001
II. Civil proceedings at courts of first instance			
2-1	Filing of complaint	14	Done
2-2 Oral Argument and preparation thereof	2-2-1 General provisions	10	Done
	2-2-2 Preparatory paper for oral argument	2	Done
	2-2-3 Preparatory procedure for oral argument	10	Done
	2-2-4 Oral argument	10	Done
2-3 Evidence	2-3-1 General rules	9	Done
	2-3-2 Examination of witness	8	Done
	2-3-3 Examination of party	3	Done
	2-3-4 Expert testimony	5	Done
	2-3-5 Documentary evidence	13	Done
	2-3-6 Inspection	2	Done
	2-3-7 Preservation of Evidence	10	Done
2-4	Interruption and suspension of proceedings		to be reviewed in 2001
2-5 Judgement	2-5-1 Judgement / General rules	6	Done
	2-5-2 Pronouncement of judgement	5	Done
	2-5-3 Effect of judgement	9	Done
	2-5-4 Default judgement	13	Done

AM

ST

	2-5-5	Other forms of court decisions	4	Done
	2-6	Conclusion of litigation not by virtue of court's decision	6	Done
	2-7	Special provisions concerning action on small claim	1 7	Done
	2-8	Dates, period, service		to be reviewed in 2001
	2-9	Access to records of litigation		to be reviewed in 2001
III. Appeal				
	3-0	Appeal / General rules	1	Done
	3-1	First Appeal	2 3	Done
	3-2	Final Appeal	1 8	to be reviewed in 2001
	3-3	Appeal on collateral matters	7	to be reviewed in 2001
IV. Re-trial				
[V. Special provisions concerning litigation on promissory notes and checks]				
VI. Demand procedure				
VII. Procedures for compulsory execution and foreclosure of security interests				
VIII. Preliminary injunction				
IX. Supplemental provisions (transitional rules and others)				

G.M

LIST OF THE MEMBERS OF THE STEERING COMMITTEE

1. H.E. Uk Vithun, Minister of Justice (Leader)
2. H.E. Suy Nou, Secretary of State, MOJ (Sub-Leader)
3. H.E. Ang Vong Vathana, Secretary of State, MOJ (Sub-Leader)
4. H.E. Pok Manny, Undersecretary of State, MOJ (Member)
5. H.E. Y Dan, Undersecretary of State, MOJ (Member)
6. H.E. Soth Sothonn, Undersecretary of State, MOJ (Member)
7. H.E. In Neang, Undersecretary of State, MOJ (Member)
8. H.E. Um Bunthoeun, Undersecretary of State, MOJ (Member)
9. Mr. Ang Eng Thong, President, Bar Association of the Kingdom of Cambodia (Member)
10. Mr. Siek Vanna, Director, Land Title Department, Ministry of Land Management,
Urbanization and Construction (Member)
11. Mr. Pol Neang, Judge of the Appellate Court (Member)
12. Mr. Hing Thirith, Judge of the Kampong Chnang Court (Member)

A. M.

9

LIST OF THE MEMBERS OF THE STUDY GROUP

1. H.E. Suy Nou, Secretary of State, MOJ (Leader)
2. H.E. Y Dan, Undersecretary of State (Member)
3. Mr. Hing Thirith, Judge of Kampong Chnang Court (Member)
4. Mr. You Bun Leng, Judge of the Appellate Court (Member)
5. Mr. Sor Suphary, President of Phnom Penh Municipal Court (Member)
6. Mr. Hy Sophea, President of Kandal Provincial Court (Member)
7. Mr. Saly Theara, Judge of the Appellate Court (Member)
8. Mr. Samreth Sophal, Judge of the Appellate Court (Member)
9. Mr. Mong Monichariya, Judge of Phnom Penh Municipal Court (Member)
10. Mr. Soeung Phanhavuth, MOJ Official (Member, Secretary)
11. Mr. Chuon Tech, MOJ Official (Member)
12. Mr. Phou Samphy, MOJ Official (Member)
13. Mr. You Ottara, MOJ Official (Member)
14. Ms. Chan Sotheavy, MOJ Official (Member)

*A.M.**ST*

Working Schedule 2001-2002; Drafting of Civil Code

	Prioritized chapters		Non-prioritized chapters	
	In Japan	In Cambodia	In Japan	In Cambodia
2001	Drafting provisions of articles (in Japanese) of the prioritized chapters		Assistance on the intellectual property related area will begin before October.	
Feb.	① General rules of obligation, contract (general), contract of sales, guaranty, extinctive prescription (a part thereof) ② Real rights (rights <i>in rem</i>) - general rules ③ Security interests (except for guaranty) ④ Natural persons ⑤ Juridical persons ⑥ Tort ⑦ Remaining sections of 'Obligation' Chapter ⑧ Rent, loan for consumption *Extinctive prescription	Legal terminology selection meetings (with participation from Japanese drafting team), negotiation with Ministry of Commerce →		
Mar.		Finalize the draft articles of ①		
Apr.		Legal terminology selection meetings		
May				
June				
July				
Aug.		Legal terminology selection meetings (②③)		
Sept.				
Oct.			Legal terminology selection meetings (④⑤) Legal terminology selection meetings (with participation from Japanese drafting team) (②③④⑤)	Drafting of provisions of articles (in Japanese) of non-prioritized chapters (particular types of real rights, family law, succession, particular contracts (except for contract of sales), etc.)
Nov.		Legal terminology selection meetings (⑥⑦)		
Dec.		Legal terminology selection meetings (with participation from Japanese drafting team) (⑥⑦) Training program in Tokyo - Second reading		
2002				
Jan.				
Feb.		Legal terminology selection meetings (with participation from JPN team) - Final review		

G.M.

Mar.			
------	--	--	--

Note(1): Due to a time constraint, it may possibly be unable to set up a legal terminology selection meeting to discuss over chapters of 'rent' and 'loan for consumption' (8).

Note (2): 'Extinctive prescription' shall be included in the prioritized area (although, we have not decided where to stipulate it).

A. M.

18

Working Schedule 2001-2002; Drafting of Civil Procedure Code

	Civil Lawsuits		Compulsory Execution; Preliminary Injunction	
	In Japan	In Cambodia	In Japan	In Cambodia
2001				
Feb.				
Mar.				
Apr.	Finalize the first draft (in Japanese)			
May		9th Work shop (May)		
June				
July		10th Work shop (July)		
Aug.	Finalize the second draft (in Japanese)			
Sept.		Review the second draft at the training program in Tokyo	Study and research basic issues at the training program in Tokyo	
		Final review of the second draft at 11th Work shop		
Oct.				
Nov.				
Dec.			Finalize the first draft (in Japanese)	
2002				
Jan.				12th Work shop (in Jan.)
Feb.				13th Work shop (in Feb.)
Mar.			Finalize the second draft (in Japanese)	

h m

5